

**提出されたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方**  
 <「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」>

No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	(主要行等) Ⅲ-4-2-1	「我が国における消費者金融市場を、中長期的に健全な市場として形成する観点から、同市場における個人向け貸付け(住宅ローンを除く。以下「消費者向け貸付け」という。)について、銀行による社会的責任も踏まえた積極的な参加が望まれる。」に、「また、低利の貸付けなどの貸付商品を積極的提供し、国民の生活の安定、または生活再建に資するよう努めることも望まれる。」旨を盛り込むべきである。	銀行がどのような貸付商品を提供するかは、その社会的責任を踏まえた銀行の経営判断によるものと考えています。なお、本改正では、Ⅲ-4-2-2 (3)①ロ.において、「相談・苦情の内容に応じ、顧客保護や顧客の生活再建の観点から、外部機関や地方公共団体等の相談センターや弁護士会等を適切に紹介するなどの取組みを行うことが望ましい。」と規定しており、生活困窮者に対しても適切に対応していただきたいと考えています(項番2まで同じ)。
2	(主要行等) Ⅲ-4-2-1	貸金業者向けの総合的な監督指針Ⅱ-2-20における「生活困窮者支援貸付け」に相当する項目が無いが、当該貸付のリスクの高さを考慮すると、銀行がこのようなセーフティネット貸付を行う社会的責任は必ずしも無いと、貴庁が認識しているものと理解してよいか。	
3	(主要行等) Ⅲ-4-2-1  (中小・地域金融機関) Ⅱ-6-1	「また、貸金業者による保証を付した銀行による貸付けには、改正貸金業法第13条の2に規定するいわゆる総量規制等、同法の適用はないが、顧客保護やリスク管理の観点から、本項に規定している所要の態勢整備を図ることが重要である。」とは、銀行本体において、貸金業者の保証を受けて消費者向け貸付けを行う場合には、貸金業者では、総量規制等の貸金業法の規定により貸出ができないお客様であっても、銀行の与信審査基準に照らしてご融資が可能なお客様であれば貸付けを行うことで問題ないと理解してよいか。	貴見のとおりと考えられます。
4	(中小・地域金融機関) Ⅱ-6-1	「銀行による社会的責任も踏まえた積極的な参加」とは、各金融機関において、これまで蓄積した貸付・審査ノウハウを活かしつつ、個々の顧客の実情に応じた対応が求められている(画一的な審査基準の変更を求めるものではない)との理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。

No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
5	(中小・地域金融機関) Ⅱ-6-1	「消費者金融市場における個人向け貸付け」への取り組みのあり方は、個人事業主への資金供給にも影響を与えているものであるが、個人事業主に対する事業資金の貸付けは、事業の特性等を踏まえた柔軟な対応が求められるため、必要に応じて「主な着眼点」等で示された趣旨を踏まえた対応が求められている(画一的な対応を求めるものではない)との理解でよいか。	本改正は、消費者金融市場における個人向け貸付けに関する監督上の着眼点等を示すものです。(個人事業者に対するスコアリング貸付けや信用保証会社の保証付貸付けを行う際に、本改正の趣旨を踏まえることも否定するものではありませんが、)原則としては本監督指針のⅡ-2-4「信用リスク」やⅡ-5「地域密着型金融の推進」等を踏まえた対応が求められると考えています。
6	(主要行等) Ⅲ-4-2-1	「借り手の目線に立った10の方策」と称する資料6.「健全な消費者金融市場の形成」にあるとおり、貸し手となる銀行が(子会社等に依拠せず)自らリスク管理態勢を整備することが、消費者金融市場に参入するための前提条件であると、貴庁が認識しているものと理解してよいか。	既に相当数の銀行・信金等が、貸金業者等の保有する信用情報等も活用して、個人向け貸付けを行っている状況にあります。中長期的には、銀行自らが個人向け貸付けにかかるノウハウの蓄積、態勢整備を行って、消費者金融市場に参入することにより、健全な消費者金融市場が形成されることが期待されます。なお、本改正は、市場の参入条件を示すものではありません。
7	(主要行等) Ⅲ-4-2-2 (1)イ. Ⅲ-4-2-2 (2)イ.	当行では、信用保証会社を利用する場合、信用保証会社と協働して過剰な借入とならないような審査基準を当該信用保証会社に構築し、代位弁済率や回収不能率等のデータをもとに当該審査基準等の適切性を継続的に検証できる態勢を検討しているが、問題ないか。 また、個別の借入申込に対しては、申込者の同意の下、銀行が保有している顧客情報を信用保証会社へ提供し、当該信用保証会社において、自身が保有している顧客情報及び信用情報機関からの情報と合わせて上記審査基準に基づく審査態勢を考えているが、「債務者の状況を銀行として適切に判断する態勢」としてこのような態勢で問題ないか。	各金融機関ごとに様々な態勢が想定されますが、個別金融機関の営業態勢についての問題の有無に係る判断は差し控えていただきます。いずれにせよ、銀行による貸付けが顧客にとって過剰な借入れとならないよう、第三者が保有する情報のみならず、金融機関自らが保有する情報も活用することにより、債務者の状況を金融機関として適切に判断する態勢が整備されていることが、顧客保護の観点からも重要であると考えています。 なお、顧客の返済能力の確認方法として示した「借入状況や返済計画、返済方法、年収や資産の状況など」は、与信審査には必要なものと考えています。追加的にこれ以外の方法を採用するかどうかは、各金融機関の実情に応じて対応していただきたいと考えています(項番13まで同じ)。
8	(主要行等) Ⅲ-4-2-2 (1)イ. Ⅲ-4-2-2 (2)イ.	極度契約の場合、更新時期においても上記態勢に基づいた審査を信用保証会社で行うことでよいか。	
9	(中小・地域金融機関) Ⅱ-6-2 (1) Ⅱ-6-2 (2)	Ⅱ-6-2 (1)、Ⅱ-6-2 (2)にあるような審査態勢やリスク管理態勢の構築は、顧客利便に反するものであるため、顧客利便性の観点から弾力化すべきと考える。	

No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
10	(中小・地域金融機関) Ⅱ-6-2 (1)①	顧客の返済能力の確認方法として、「借入状況や返済計画、返済実績、年収や資産の状況など」が示されているが、これらはいくまでも例示であり、どのような確認方法を採用するかは、顧客の実情等に応じて各金融機関で判断するとの理解でよい。	
11	(中小・地域金融機関) Ⅱ-6-2 (1)①	顧客の返済能力を確認する仕組みは、具体的にはどういう「仕組み」を設けることを想定しているのか。 また、それは金融機関一律に特定の方法を求めているのか。	
12	(中小・地域金融機関) Ⅱ-6-2 (1)①	「顧客が返済能力を有していることを確認する仕組み」など、消費者向け貸付けのための独自の仕組みを改めて設ける必要があると認識すべきなのか。金融機関では、一般的に源泉徴収票などによる借入希望者の年収把握や、信用情報機関を利用した借入状況の把握を行っており、現行の仕組みで特に問題ないと考える。従って、「借入状況や返済計画、返済実績、年収や資産の状況を踏まえ、」の部分削除していただきたい。	
13	(中小・地域金融機関) Ⅱ-6-2 (1)① Ⅱ-6-2 (2)①	Ⅱ-6-2 (1)①「顧客の実態を踏まえた適切な審査態勢が構築されているか」や、Ⅱ-6-2 (2)①「自ら保有する情報と共に活用することで、債務者の状況を銀行として適切に判断する態勢が整備されているか」で求められているのは、例えば、年収確認資料の徴求が難しい顧客については、当該利用者の個人信用情報の照会や自行との取引状況(預貸金の残高、口座振替の引落状況など)等を踏まえた審査を行うといった対応であるとの理解でよい。	
14	(中小・地域金融機関) Ⅱ-6-2 (1)①	民間金融機関は、そもそも改正貸金業法の適用対象外であり、また、改正貸金業法が施行されたことにより審査体制が変わることではなく、既に顧客の実態を踏まえた適切な審査体制は構築されていると考える。従って、Ⅱ-6-2 (1)の表題について、「改正貸金業法の趣旨を踏まえた適切な審査態勢等の構築」ではなく、例えば「消費者向け貸付けを行う際の適切な審査態勢等の構築」とした方が適切と考える。	本改正は、改正貸金業法の完全施行に伴い、銀行が消費者向け貸付けを行う際の業務管理態勢等についての監督上の着眼点を記載したものであることを踏まえ、お示した表題としたものです。

No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
15	(中小・地域金融機関) Ⅱ-6-2 (1)②	「この貸付け手法に伴うリスク」として、想定している具体的なリスクがあれば例示いただきたい。	信用保証会社や信用情報機関を利用することに伴うリスクなどが想定されますが、いずれにせよ、経営に伴うリスク及びその管理方法は、経営陣が検討し、そのリスクに応じた態勢を整備すべきものと考えています(項番18まで同じ)。
16	(中小・地域金融機関) Ⅱ-6-2 (1)②	貸付け手法等に応じてリスクは異なるが、そのうちのどのリスクを重視するかは各金融機関で判断するとの理解でよいか。	
17	(中小・地域金融機関) Ⅱ-6-2 (1)②	消費者向け貸付け手法に伴うリスクとその管理状況について、経営陣が理解し、必要な指示を行うとは、具体的にどのようなことか。	
18	(中小・地域金融機関) Ⅱ-6-2 (1)②	「この貸付け手法に伴うリスク」として、「審査手法」及び「債権管理・回収手法」に係るリスクの把握が求められているが、このうち「審査手法」に関するリスクについては、Ⅱ-6-2 (2)5行目の「次の点に留意したリスク管理態勢」で言及されているものと思われる。しかしながら、「債権管理・回収手法」に関するリスクについては、具体的に言及した箇所がないように見受けられるが、例えばどのようなリスクが想定されるか。	
19	(主要行等) Ⅲ-4-2-2 (2)イ.	Ⅲ-4-2-1にあるとおり、銀行に「消費者向け貸付け」への参加を促す視点での改定であると考えられるところ、イ.の態勢を自行内で整備することがマストとなるのであれば、追加的な与信コスト・審査コストの要因となり、貸付利率に転嫁せざるを得ない。上限金利が引き下げられて収益が限定された状況で、現に貸金業者の退場が続いていることを考慮すると、そもそも参加を萎縮する効果しか生まないのではないか。その可能性を認識した上での改定と理解してよいか。	消費者金融市場を中長期的に健全な市場として形成する観点から、銀行による社会的責任も踏まえた積極的な参加が望まれます。消費者向け貸付けを行うにあたっては、信用保証会社の保証諾否の結果や信用情報機関の情報のみに依存することなく、自ら保有する情報と共に活用することで、債務者の状況を銀行として適切に判断する態勢が整備されていることが重要であると考えています。
20	(中小・地域金融機関) Ⅱ-6-2 (2)①	「自ら保有する情報」として、想定している具体的情報があれば例示いただきたい。 また、当該情報のうち、どの情報を重視するかは、顧客の属性等に応じて各金融機関で判断するとの理解でよいか。	前段については、金融機関ごとに保有する又はアクセスできる情報は異なりますが、過去の取引履歴や借入れ申込みの際に入手する情報等が考えられます。 後段については、各金融機関の責任において判断するものと考えられます。

No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
21	(中小・地域金融機関) Ⅱ-6-2 (2)①	例えば、個人向けローンの実行にあたっては、最終的に信用保証会社の保証の諾否によって決めているが(信用保証会社否決の場合は謝絶方針)、信用保証会社に保証を求める前の申込段階で、ローンの実行の可否判断を金融機関で行っているケースなどについては、「適切に判断する態勢」として問題ないという理解でよいか。	金融機関自らの責任で判断する態勢を整備すべきであり、信用保証会社の審査の結果のみで審査等を行う態勢は不適切と考えています(項番22まで同じ)。
22	(中小・地域金融機関) Ⅱ-6-2 (2)①	自ら保有する情報や信用情報機関の情報を活用して個別に総合的に検討した上で、最終的な融資の可否を判断しているが、信用保証会社の保証否認により融資を否決することもある。これは、監督指針の内容を満たしていると考えてよいか。	
23	(中小・地域金融機関) Ⅱ-6-2 (2)②	保証諾否等の適切性を継続的に検証する態勢とは、具体的にどのようなものか。	審査モデルや使用データを確認できるか否かに関わらず、貸倒実績率や信用保証会社による代位弁済率の推移等、各金融機関が保有する情報を活用すること等により、各金融機関の責任において、信用保証会社の財務状況や保証能力といった当該信用保証会社を利用する際のリスクを確認していただくことが重要と考えています。
24	(中小・地域金融機関) Ⅱ-6-2 (2)②	信用保証会社による保証諾否等の結果については、「総合的な判断」としか通知されず、金融機関が信用保証会社の保証諾否等の適切性を検証することは困難である。	なお、信用情報機関が情報処理の適切性について外部監査を受けていることを確認できるのであれば、その結果を踏まえて信用情報機関の業務が適切に遂行されていることを確認し、不適切であれば改善に向けた協議を行っていただくことが重要と考えています(項番34まで同じ)。
25	(中小・地域金融機関) Ⅱ-6-2 (2)②	「保証諾否等の結果の適切性」を検証する方法として、「貸倒実績率や信用保証会社による代位弁済率の推移」が示されているが、これらは検証方法の例示であり、どのような検証方法を採用するかは、信用保証会社等との協議等を通じて、各金融機関で判断するとの理解でよいか。	
26	(中小・地域金融機関) Ⅱ-6-2 (2)②	①貸倒実績率等は経済情勢によって変動する(短期的な実績率の上昇など)ものであること、②保証諾否の判断には定性的な事項も加味するケースもあること(現状、貸倒実績率が高いセグメントに分類されるが、定性情報を踏まえるとリスクの低いセグメントに遷移する蓋然性が認められることの考慮など)等を踏ましつつ、その適切性の判断を行う(定量的な情報のみで画一的に適切性の判定を求めるものではない)との理解でよいか。	
27	(中小・地域金融機関) Ⅱ-6-2 (2)②	「貸倒実績率」及び「信用保証会社による代位弁済率」とは、金融機関の保有する計数という理解でよいか。	

No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
28	(主要行等) Ⅲ-4-2-2 (2)ハ.	信用保証会社の保証能力を確認する態勢とは、自行が作成した基準で判断するということによいか。	
29	(主要行等) Ⅲ-4-2-2 (2)ハ.	「当該信用保証会社の財務状況や保証能力を確認する態勢が整備されているか」との記述があるが、信用保証会社の保証能力を確認する態勢は、審査モデル及び保証審査・途上与信管理において使用する基準・データを確認できる態勢という理解によいか。	
30	(主要行等) Ⅲ-4-2-2 (2)ホ.  (中小・地域金融機関) Ⅱ-6-2 (2)⑤	「当該信用保証会社において、適切な保証審査の手続きが規定されていること」の確認については、「信用保証会社の審査手続き等を十分に確認することなく、当該信用保証会社の保証審査の結果のみに依存することは適切とはいえない」との趣旨であつて、これを踏まえた対応となつていれば、確認の具体的な方法は、各銀行に委ねられていると理解してよいか。	
31	(中小・地域金融機関) Ⅱ-6-2 (2)⑤	信用保証会社等の規定に基づく業務の運営態勢の確認方法は、具体的にはどのようなものを想定しているのか。	
32	(中小・地域金融機関) Ⅱ-6-2 (2)⑤	金融機関が第三者である信用保証会社や信用情報機関の保証審査等の手続きや業務運営の適切性について確認することは困難であり、本着眼点については、信用保証会社等が子会社等である場合等に限定していただきたい。	
33	(中小・地域金融機関) Ⅱ-6-2 (2)②～⑤	<p>金融機関内部の態勢だけではなく、信用保証会社や信用情報機関との関係の内容となっている。金融機関は、信用保証会社や信用情報機関に対して立入調査権や開示請求権を保有しているわけでもないため、信用保証会社や信用情報機関の態勢整備等の確認は非常に難しいのではないかと考える。確認方法や程度について、どのような想定をされているのか示していただきたい。</p> <p>また、金融機関が信用保証会社や信用情報機関に対して確認や情報開示を求めた場合や協議を求めた場合は適切に対応するように、金融庁として法的整備をする、あるいは信用保証会社や信用情報機関を指導することなどを考えているのか。</p>	

No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
34	(中小・地域金融機関) Ⅱ-6-2 (2)③、⑤ Ⅱ-6-2 (3)①イ.	左記項目については、信用保証会社等に対して十分な資料の提示を求め、当該資料の検証を行うなど、その確認方法は銀行の判断によるとの理解でよいか。	
35	(主要行等) Ⅲ-4-2-2 (2)二.  (中小・地域金融機関) Ⅱ-6-2 (2)④	信用情報機関と審査の適切性について協議をする必要はなく、「審査」とは信用保証会社による保証審査という理解でよいか。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。  (旧)「(中略)必要に応じ、信用保証会社や信用情報機関と審査や情報処理の適切性について協議しているか。」 (新)「(中略)必要に応じ、信用保証会社や信用情報機関と保証審査や情報処理の適切性について協議しているか。」
36	(主要行等) Ⅲ-4-2-2 (2)二.  (中小・地域金融機関) Ⅱ-6-2 (2)④	「信用情報機関が情報処理の適切性について外部監査を受けている」ことを確認することにより、信用情報機関と情報処理の適切性について協議していることになると理解してよいか。	例えば、信用情報機関が情報処理の適切性について外部監査を受けていることを確認できるのであれば、その結果を踏まえて信用情報機関の業務が適切に遂行されていることを確認し、不適切であれば改善に向けた協議を行っていただくことが重要と考えています(項番37まで同じ)。
37	(主要行等) Ⅲ-4-2-2 (2)ホ.  (中小・地域金融機関) Ⅱ-6-2 (2)⑤	信用情報機関に対して確認する方法としては、「信用情報機関が外部監査を受けることにより適正に運営される態勢が整備されていることを確認する」ことでよいか。	
38	(中小・地域金融機関) Ⅱ-6-2 (2)④	「情報処理の適切性」とは、具体的に何のことを指しているのか。	金融機関に提供される情報の取扱い等の適切性等を指しています。

No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
39	(主要行等) Ⅲ-4-2-2 (3)①	銀行が、貸金業者の利息制限の制限利率を超える借入金について、借換・おとりまとめローンの契約を締結する場合には、当該貸金業者から取引履歴を取り寄せ、利息制限法の制限利率に引き直し計算した後の債務額に基づいて貸付けを行うべきであり、また、従前の金銭消費貸借契約が無担保である場合には、新たな物的・人的担保の徴求をしてはならないことを(追加)明記すべきである。	利息制限法の制限額を超過した利息の支払いについて、元本の返済に充当することを求めるか否かは、民事上の権利調整であると考えられることから、一律の対応を義務付けることは適当ではないと考えられます。ただし、借換えに際して、銀行には、個人顧客に対して引き直し計算の可能性について十分説明を行うなどの丁寧な対応が求められると考えられます。 また、担保徴求の要否については、銀行による審査の中で判断されるべきものと考えています(項番40まで同じ)。
40	(主要行等) Ⅲ-4-2-2 (3)①	銀行が、貸金業者から利息制限法の制限利率を超える貸金債権を譲り受ける場合には、当該貸金業者から取引履歴を取り寄せ、利息制限法の制限利率に引き直すとともに、他の債権譲渡の有無を調査するといった所要の態勢を整備させることを明記すべきである。	
41	(主要行等) Ⅲ-4-2-2 (3)①	改正貸金業法の趣旨を踏まえた対応として、貸金業法第21条第1項第6号の定めるものと同様に、監督指針において債務整理のための直接連絡等を禁止する旨の規定を設けるべきである。この場合、本人又は正当な委任を受けた代理人であるかの確認に関し、過度の負担を課すことのないように留意すべき旨を規定すべきである。	銀行による貸付けには、改正貸金業法の適用はありません。しかしながら、顧客保護やリスク管理の観点から、改正貸金業法の趣旨を踏まえ、所要の態勢整備を図ることが重要であると考えています。
42	(中小・地域金融機関) Ⅱ-6-2 (3)①	民間金融機関は、そもそも改正貸金業法の適用対象外であるため、①の表題は「改正貸金業法の趣旨を踏まえた対応」ではなく、例えば「顧客保護等の観点からの対応」とした方が適当と考えられる。	本改正は、改正貸金業法の完全施行に伴い、銀行が消費者向け貸付けを行う際の業務管理態勢等についての監督上の着眼点を記載したものであることを踏まえ、お示した表題としたものです。
43	(主要行等) Ⅲ-4-2-2 (3)①イ.	貸金業者である信用保証会社が銀行の貸付債権の代位弁済を行った当該求償債権は、利用者保護等の観点を踏まえ信用保証会社にも所要の態勢が整備されることが重要と考えるが、改正貸金業法における行為規制等、同法の直接的な適用はないと考えてよいか。	お尋ねの内容については、「貸金業者向けの総合的な監督指針」及び「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等についての項番57をご覧ください。いずれにせよ、金融機関が貸し付けた債権への保証を履行し求償権を取得した者が、債務者に対し過度の督促や強引な回収を行った場合は、当該金融機関における消費者向け貸付けの業務全体の問題として、必要な行政上の措置を行うことになると考えています。

No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
44	(中小・地域金融機関) Ⅱ-6-2 (3)①イ.	信用保証会社の回収手続きの確認方法は、具体的にはどのような方法を想定しているのか。	信用保証会社に直接確認することが望ましいものと考えられます。また、直接か間接かに関わらず、確認した回収方法については、各金融機関も顧客保護の観点から責任を持つことが重要と考えられます。態勢整備については、保証契約を締結する際等において、信用保証会社の業務運営方針、手続きの内容、リスク管理の状況等を調査し、当該信用保証会社の業務が適切に行われている蓋然性が高いこと等を確認すべきものと考えています(項番46まで同じ)。
45	(中小・地域金融機関) Ⅱ-6-2 (3)①イ.	子会社以外の信用保証会社の回収手続きにまで民間金融機関が踏み込んで確認するとは困難であり、本着眼点については、信用保証会社が子会社等である場合等に限定していただきたい。 また、態勢整備とあるが、事務取扱要領やマニュアル等の整備が必要ということか。	
46	(中小・地域金融機関) Ⅱ-6-2 (3)①イ.	「予め信用保証会社の回収手続きを確認」とあるが、信用保証会社の回収手続きは、通常、外部に開示できないノウハウの部分があると考えられる。確認とは、どの程度のことを想定されているのか。	
47	(主要行等) Ⅲ-4-2-2 (3)①ロ.	「元債務者への対処も踏まえた態勢を整備する」とは、代位弁済後の債務者へも銀行の苦情受付窓口を開放し、信用保証会社と顧客の苦情等に関する情報の共有化(ただし、債務者から同意を得られている範囲内)を図ることを想定しているが問題ないか。	信用保証会社が代位弁済を行った場合の元債務者からの苦情等に対処できる態勢を整備すること、及び必要に応じて信用保証会社とともに対処していく態勢を、個人情報取扱いも含めて整備していくことが重要と考えています。
48	(中小・地域金融機関) Ⅱ-6-2 (3)②	「ヤミ金融からの借入が判明した顧客」とあるが、金融機関に対してヤミ金融からの借入の有無を確認することを求めているのか。	必ずしもヤミ金融からの借入れの有無の確認を求めるものではなく、ヤミ金融からの借入れが判明した顧客に対して、関係機関に相談するよう促していただきたいと考えています。
49	(主要行等) Ⅲ-4-2-2 (3)②  (中小・地域金融機関) Ⅱ-6-2 (3)②	「ヤミ金融からの借入が判明した顧客に対しては、関係機関に相談するよう指導する態勢が整備されているか」とあるが、「関係機関」とは具体的にどこか。金融庁、警察、検察などが考えられるが、明確にしていきたい。	関係機関とは、警察、金融庁、地方財務局、地方公共団体(各都道府県の相談センター等も含む。)等を指しています(項番50まで同じ)。
50	(主要行等) Ⅲ-4-2-2 (3)②	関係機関とは、警察、財務局、都道府県、市区町村等に設置されている相談窓口と考えてよいか。	

No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
51	(主要行等) Ⅲ-4-2-2 (3)②	過去2回にわたり特捜部による家宅捜索を受けているが、いずれも参考人的な裏付け捜査であり、事情聴取もなければ、当然起訴もされていない。この家宅捜索を受けたことが、銀行のコンプライアンス上問題があるとして融資を断られている。当社は暴力団等との関わりもなく、不当な要求も銀行に対して行っていないのに、家宅捜索を受けたという理由だけで反社会的勢力に該当するのか。	銀行内のコンプライアンス規定及び個別融資事案の取組みに係る事柄は、銀行経営者が判断するものであり、当局として個別事案について見解を述べることは差し控えさせていただきます。 ただし、一般論として申し上げますと、「反社会的勢力」をとらえるに際しては、「暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である。」とされています(「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ))。 個別事案について、それぞれの実態を踏まえた総合的判断の結果、上記の属性要件及び行為要件のいずれにも該当しないことが明らか場合には、金融機関としては反社会的勢力に該当しないと認識しても差し支えないものと考えられます。
52	(主要行等) Ⅲ-4-2-2 (3)③	子会社等を実質的に支援する行為が、銀行法第13条の2及び銀行法施行規則第14条の10、第14条の11に抵触するとは必ずしも断言できない。本項を定めた背景としては、これらの行為を殊更に問題視しており、抑制するべきと、貴庁が認識しているものと理解してよいか。	銀行法第13条の2の規定に抵触するか否かは、個別事案ごとに判断されるべきものです。なお、本規定は、銀行と銀行グループ内会社等との利益相反取引を通じて銀行経営の健全性が損なわれること等を防止するために規定しているものです。
53	(中小・地域金融機関) Ⅱ-6-3	信用保証会社及び信用情報機関に対するリスク管理態勢の構築が求められているが、これらについて外部委託に関する規定(Ⅱ-3-2-4)は適用されないという理解でよいか。	信用保証会社や信用情報機関との間に委託関係があるならば、外部委託に関する規定は適用されることとなります。

No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
54	(主要行等) その他  (中小・地域金融機関) その他  (貸金業者) その他	貸金業法が今年6月より施行されるが、銀行等に対する監督指針が示された中で、次の点を指摘したい。 それは、業法の定めはあるものの、民法の定めたる「契約の自由」についての指導を行い、監督指針でもご配慮頂きたい。簡略にいえば、契約条件等をしっかり理解した契約者が、債権回収の段階において契約者の返済意欲が契約当時より著しく減少するものが実在する。つまり、回収に応じられるのに、金融機関に対して難癖をつけて、なかなか回収に応じない契約者の存在である。このような契約社会を否定するような特別な契約者に対しては、自宅に連絡しても出ないとか居留守を使う者が多い。これらに対しては、勤務先等に連絡することは必要不可欠となる。これらは野放図に行っているものではないので、例えば、電話連絡3回目以降は勤務先連絡も可能等、基準を示してほしい。	金融機関においても、改正貸金業法第21条に規定する取立て行為規制の趣旨を踏まえ、回収・取立て態勢の整備を行う必要があると考えています。なお、ご指摘のような「契約の自由」についての考え方を監督指針にて示すことは、不当な回収・取立てを助長するおそれがあるため、不相当と考えています。
55	(主要行等) その他	当社(銀行のグループ会社)では、消費者ローン(リボルビングローン)については、総量規制の抵触の有無に関係なく、延滞をしていない者は、自己査定による債務者区分を正常先としている。このような総量規制に抵触しているものの延滞をしていないため正常先としている者に対し、仮に、今回の「総量規制に抵触している者の借入残高を段階的に減らしていくための借換えの推進」により、「1か月の負担額」を減らすことで、実質的な期限延長や利下げをした場合は、正常先に対する借換えのため、貸出条件緩和債権に該当しないという理解でよいか。	条件変更(借換えを含む)を行った貸出金が、銀行法上の「貸出条件緩和債権」に該当するか否かについては、あくまで当該貸出金が「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、債務者に有利となる取決めが行われたものかどうか」を基準に判定することとなります。 従って、総量規制に抵触している者の借入残高を段階的に減らしていくための借換え(それと同様の効果を有する条件変更を含む)を行った貸出金であっても、上記基準に抵触すれば、銀行法上の「貸出条件緩和債権」に該当することにご留意ください(項番56まで同じ)。
56	(主要行等) その他	総量規制に抵触している者の借入残高を段階的に減らしていくための借換えの推進)施策と貸出条件緩和債権との関係について確認したい。 今回の内閣府令の改正案では、金利・返済額等を緩和した借換えについては、借換え推進の見地から総量規制の例外として位置付けているが、同様の見地から貸出条件緩和債権で定めるところの「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金」には該当しないとの理解でよいか。 また、今回の借換え推進措置と同様の効果のある既存借入の条件変更(金利・返済額等を緩和する行為)も、同様の見地から、貸出条件緩和債権で定めるところの「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金」には該当しないとの理解でよいか。	

No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
57	(中小・地域金融機関) その他	<p>監督指針については賛成である。</p> <p>自営業者の立場から、現在の金融の問題は、金融機関の与信能力が皆無というところが一番の問題と感じている。地域金融機関に技術に対しての目利き能力がなく、産業を支える小規模零細企業に資金が回らず、産業基礎力が崩壊の瀬戸際にある。大企業に部品を納入している中堅企業へ技術・技能を活用した部品の部品を納入しているのが小規模零細企業であるので、輸出も産業も近いうちに崩壊することを意味する。</p> <p>金融機関を選ぶ指標として金融検査の結果を小学生が理解できるような指標にして公表してほしいと思う。金融庁の監視だけでなく、利用者から金融機関を監視する仕組みを是非とも導入してほしいと思う。小規模零細企業から金融機関を見ても与信能力がなく、信用保証協会の保証がなければ金を貸さない。金を貸さない金貸し(金融機関)が様々な監視を受けるにしても、経営破綻に貸すれば劣後債(公的資金)で救済される社会的存在意義が見い出せない。</p> <p>今のデフレスパイラルの原因は、消費側(小規模企業)に使う金がないことが大きな原因と感じている。仕事をして相手先も金がないのが理解できるので、本来請求したい金額を請求できない状態が10年ほど続いている。大きな原因は金融機関の都合によるものと思うので、仕事が出来ない金融機関は業務内容を明らかにして、預金引上げで潰れるような仕組みを作ってもらいたい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
58	(主要行等) その他  (中小・地域金融機関) その他	<p>本監督指針改正(案)は、監督官庁及び銀行側からの視点で編纂された(案)であるので、利用者側の顧客、ひいては第三者として広く一般納税者の観点から、一般社会生活において通常目にする平易な表現・用語の使用を希望する。(※)下記項番は、主要行等向けの総合的な監督指針改正(案)</p> <p>【Ⅲ-4-2-1】 (改正案)形成する (修正・追加案)育成する</p> <p>【Ⅲ-4-2-1】 (改正案)所要の態勢 (修正・追加案)規定の態勢</p>	<p>貴重なご意見として承ります。なお、監督指針は、監督を担当する職員の仕事の利便に資するよう、必要な情報を極力集約したオールインワン型の手引書(ハンドブック)として位置付けられています(主要行等向けの総合的な監督指針Ⅰ-5-1(1)、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅰ-3-3(1)を参照)。</p>

No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>【Ⅲ-4-2-2 (1)イ.】  (改正案) 年収や資産  (修正・追加案) 年収や(属性・)資産</p> <p>【Ⅲ-4-2-2 (1)イ.】  (改正案) 顧客の実態  (修正・追加案) 顧客の実態(第三者連帯保証分を含む。)</p> <p>【Ⅲ-4-2-2 (1)イ.】  (改正案) 構築されているか。  (修正・追加案) 構築されているか。(特に、貸付けの総額が他行分も含めて、正確に「名寄せ」されているか。取扱い件数・人員配置等に照らして、一件当たりの審査時間が十分確保されているか。)</p> <p>【Ⅲ-4-2-2 (1)ロ.】  (改正案) 必要な指示を行っているか。  (修正・追加案) 必要な指示を行っているか。(延滞債権については、発生状況等に応じて当該書類・ワークシート上で管理プロセスを確認する。)</p> <p>【Ⅲ-4-2-2 (2)イ.】  (改正案) 債務者の状況  (修正・追加案) 債務者の現況</p> <p>【Ⅲ-4-2-2 (3)①イ.】  (改正案) 取立ての際、  (修正・追加案) 取立ての際、(不誠実な対応・虚偽の説明・誘導等を行い、更に)人を威迫し、</p> <p>【Ⅲ-4-2-2 (3)①イ.】  (改正案) 人を威迫し、  (修正・追加案) 人をおどして従わせようとしたり、</p> <p>【Ⅲ-4-2-2 (3)①イ.】  (改正案) 人の私生活  (修正・追加案) 人の私生活(その家族を含む。)</p>	

No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>【Ⅲ-4-2-2 (3)①イ.】  (改正案)態勢を整備しているか。  (修正・追加案)態勢を整備しているか。(場合によっては、顧客からの要請により明白な証拠となるICレコーダー等の使用を容認しているか。)</p> <p>【Ⅲ-4-2-2 (3)①ロ.】  (改正案)外部機関  (修正・追加案)外部(指定)機関</p> <p>【Ⅲ-4-2-2 (3)①ロ.】  (改正案)紹介する  (修正・追加案)紹介(・取次ぎ)する</p> <p>【Ⅲ-4-2-3】  (改正案)人を威迫し、  (修正・追加案)人をおどして従わせようとしたり、</p> <p>【Ⅲ-4-2-3】  (改正案)人の私生活  (修正・追加案)人の私生活(その家族を含む。)</p>	